

第507回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和4年2月18日(金) 午後2時																		
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 (ウェブ開催)																		
議 題	<p>第1号議案 全長30センチメートル未満のひらめの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第2号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第3号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員会指示)</p> <p>第4号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指示)</p> <p>第5号議案 くらまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)</p> <p>第6号議案 くらまぐろ等に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)</p> <p>第7号議案 茨城県海面漁業調整規則の改正について(諮問)</p> <p>第8号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕について</p> <p>第9号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(第8次茨城県栽培漁業基本計画)」の策定について(諮問)</p> <p>第10号議案 知事許可漁業における有効期間中の許可の扱いについて</p>																		
報告事項	(1) 令和4年冬春期の沿岸漁海況予報について																		
出席委員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1番 高濱 芳明</td> <td>2番 飛田 正美</td> <td>3番 磯前 昌宏</td> </tr> <tr> <td>5番 鈴木 稔</td> <td>6番 根本 経子</td> <td>7番 木村 勲</td> </tr> <tr> <td>8番 村中 均</td> <td>10番 岡田 英男</td> <td>11番 青木 憲明</td> </tr> <tr> <td>12番 長岡 浩二</td> <td>13番 日向野 純也</td> <td>14番 鈴木 正特</td> </tr> <tr> <td>15番 宇佐美 正義</td> <td>16番 湯浅 一夫</td> <td>17番 関根 孝明</td> </tr> <tr> <td>19番 吉田 彰宏</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1番 高濱 芳明	2番 飛田 正美	3番 磯前 昌宏	5番 鈴木 稔	6番 根本 経子	7番 木村 勲	8番 村中 均	10番 岡田 英男	11番 青木 憲明	12番 長岡 浩二	13番 日向野 純也	14番 鈴木 正特	15番 宇佐美 正義	16番 湯浅 一夫	17番 関根 孝明	19番 吉田 彰宏		
1番 高濱 芳明	2番 飛田 正美	3番 磯前 昌宏																	
5番 鈴木 稔	6番 根本 経子	7番 木村 勲																	
8番 村中 均	10番 岡田 英男	11番 青木 憲明																	
12番 長岡 浩二	13番 日向野 純也	14番 鈴木 正特																	
15番 宇佐美 正義	16番 湯浅 一夫	17番 関根 孝明																	
19番 吉田 彰宏																			
欠席委員	18番 根本 正明																		
県側出席者	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>農林水産部 次長兼漁政課長</td> <td>土屋 圭巳</td> </tr> <tr> <td>〃 漁政課課長補佐</td> <td>鴨下 真吾</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 係 長</td> <td>益子 剛</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 主 任</td> <td>松井 俊幸</td> </tr> <tr> <td>〃 水産振興課課長補佐</td> <td>武士 和良</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 主 任</td> <td>多賀 真</td> </tr> <tr> <td>水産試験場 場 長</td> <td>川野辺 誠</td> </tr> <tr> <td>〃 首席研究員兼回遊性資源部長</td> <td>須能 紀之</td> </tr> </table>	農林水産部 次長兼漁政課長	土屋 圭巳	〃 漁政課課長補佐	鴨下 真吾	〃 〃 係 長	益子 剛	〃 〃 主 任	松井 俊幸	〃 水産振興課課長補佐	武士 和良	〃 〃 主 任	多賀 真	水産試験場 場 長	川野辺 誠	〃 首席研究員兼回遊性資源部長	須能 紀之		
農林水産部 次長兼漁政課長	土屋 圭巳																		
〃 漁政課課長補佐	鴨下 真吾																		
〃 〃 係 長	益子 剛																		
〃 〃 主 任	松井 俊幸																		
〃 水産振興課課長補佐	武士 和良																		
〃 〃 主 任	多賀 真																		
水産試験場 場 長	川野辺 誠																		
〃 首席研究員兼回遊性資源部長	須能 紀之																		

	水産試験場	技 師	高橋 佑太郎
	”	技 師	大森 健策
事務局	事務局長		茅根 正洋
	副主査		細金 正勇
議事録署名人	2 番 飛田 正美	1 9 番	吉田 彰宏
議長	1 番 高濱 芳明		
会議内容	開会 午後 2 時		
茅根事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認、高濱会長に挨拶を依頼〕		
高濱会長	<p>こんにちは。令和 4 年初めての委員会になります。新年の御挨拶となりますと、立春も過ぎましたので少々ためらうところもございませうが、委員各位におかれましては、今年もよろしくお願ひしたいと存じます。</p> <p>昨年 1 2 月には落ち着きを見せていた新型コロナウイルス感染症ですが、1 月に入ってからオミクロン株の猛威にさらされまして、日々の感染者数が茨城でも千人を超えるようになりました。昨日は確か 1 5 0 0 人を超えていたかと思ひます。</p> <p>本日の委員会でございますが、蔓延防止等重点措置期間中であること、さらにはこれが 3 月 6 日まで延長とのことでございますので、オンライン開催も致し方ないところでございます。不自由さ、不便なところあるかと存じます。議題の中には議論を要する案件もあると思ひておりまして、気兼ねなく御意見御質問等を、オンライン上ではございませうがいただければと思ひています。</p> <p>漁模様でございますが、船びき、サヨリ 2 艘びき、底びき等今年の滑り出しはまあまあで、今後の伸びに期待、そのような形で伺っておりますが、魚価に係る流通消費の回復に関しましては新型コロナウイルスの終息によるところが大きいと思ひてございます。ブースター接種も進みつつあって、治療薬も出てきておりますので、今年こそ終息という字をみたいと願うばかりでございます。</p> <p>本日の議題でございますが、ひらめ、はまぐり、さけに関する第 1 号議案から第 4 号議案までの委員会指示、第 5 号から第 8 号議案ではくろまぐろ漁獲可能量に関するものやカジキトロリングに係る諮問等、そして第 8 次栽培漁業基本計画など合計 1 0 議案と、報告事項といたしまして「冬春期沿岸漁海況予報について」でございます。</p> <p>よろしく御審議の程、お願ひ申し上げる次第でございます。</p>		
茅根事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして議長の選出ですが、当委員会の会議規程第 2 条第 2 項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、高濱会長に議長をお願いいたします。</p>		

(委員)	(親指が上向きのマークを表示、両手で のサイン)
高濱議長	はい、ありがとうございます。原案のとおり委員会指示を発動することに決定いたします。
高濱議長	次に移ります。続きまして、第5号議案「くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」の諮問でございます。事務局、そして漁政課から説明をお願いします。
細金副主査	(資料5 - 1 諮問文を朗読)
益子係長	(資料5 - 1から5 - 4により説明)
高濱議長	ありがとうございます。小型魚について1.4トン減らしたものを枠にするという変更でございます。それがいつまでかということ来月の3月31日まで、令和3管理年度ということでございますので1ヶ月ちょっとということになりますけど、その期間のことについての変更でございます。 ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらよろしく願いいたします。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいでしょうか。特になければ、諮問の内容のとおりで差し支えない旨答申することに、御異議ございませんでしょうか。
(委員)	(親指が上向きのマークを表示、両手で のサイン)
高濱議長	はい、ありがとうございます。それでは、差し支えない旨答申することに決定いたします。
高濱議長	続きまして、第6号議案「くろまぐろ等に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」の諮問でございます。事務局・漁政課から説明願います。
細金副主査	(資料6 - 1 諮問文を朗読)
益子係長	(資料6 - 1から6 - 6により説明)
高濱議長	説明ありがとうございました。先ほどの第5号議案と題名が似ているので混乱してしまいますが、こちらはくろまぐろ等ということで、くろまぐろ以外のすけとうだらやすめるめいかの漁獲可能量の話もありましたし、何よりも根本となる管理年度がこちらは令和4管理年度、来年度ということでございます。 ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたし

ます。

3番 磯前委員

よろしいですか。

高濱議長

はいどうぞ、磯前委員。

3番 磯前委員

磯前です。ちょっと伺いたかったんですけど、この各漁協への配分なんですが、これは事前にある程度アンケートというか、そういうものは行われているのでしょうか。それと大型魚に関しては（枠を漁協ごとに配分せず、全体の漁獲が上限に達した時点で県内の漁を停止する）オリンピック方式と考えてよろしいのでしょうか。よろしく申し上げます。

益子係長

漁政課から回答します。各漁協への割り振り、配分率につきましては、毎年固定となっておりますが、くろまぐろの管理がスタートするに当たりまして各漁協と十分な議論を重ねた上で、旧TAC法、前身の法律の方の計画で決まった割合をそのまま現在も承継して使っている形となっております。ですので、その部分については、各漁協さんも御了知いただいていると思います。もう一つ、大型魚でございますが、こちらは本日資料を御用意してなくて大変恐縮なんですけども、実際うちの県での漁獲実績の99パーセントがはさき漁協のはえ縄漁業の方たちになっております。30キログラム以上の大型魚ですので、後は会瀬の定置網に入ることがあるんですが、今日までの実績を調べましたところ、ほとんどがはさきのはえ縄で漁獲されるものとなっております、実質的にはオリンピック方式とはいえ、あまり漁協間の競争みたいなものは起こっていない形となっております。

高濱議長

よろしいでしょうか。

3番 磯前委員

ありがとうございます。それとちょっと思い出したのが、プレジャー（ボート）も漁獲の管理とかどういう風に、特にくろまぐろに関してはどうなっているのかなと思ったので、なにか分かることがあったらよろしく申し上げます。

益子係長

プレジャーボートにつきましては、去年、広域漁業調整委員会の委員会指示が出ておりまして、基本的に小型魚30キログラム未満については採捕しないことと、それ以上につきましては採捕実績があった場合は（水産庁の）ホームページから報告するという事で数量管理が進んでいきましたが、実際には漁獲量が多かったので広域漁業調整委員会から今、委員会指示でストップがかかっている状況でございます。今後も、今の委員会指示が今年の5月末までですので、6月以降の委員会指示については引き続き広域漁業調整委員会の方で議論されていくというふうに伺っております。

高濱議長

多分ポイントとなるところが、磯前委員のおっしゃりたいのはこの示された数量とプレジャーの数量がどういうものなのか、外数なのか内数なのか、その

辺のところだと思うんですけど。追加説明していただけると。

益子係長

お答えします。現在、県に割り当てられている数量は純粋に漁業者の方の漁獲量になりますので、プレジャーや遊漁者の方は含まれません。プレジャーや遊漁者の方が捕った数量はどこに含まれるのかということですが、現在は国全体で留保している留保枠の中で国が調整するという仕組みになっています。

高濱議長

はい、ありがとうございます。磯前委員、よろしいでしょうか。

3番 磯前委員

はい、ありがとうございます。

高濱議長

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

5番 鈴木稔委員

(挙手のマークを表示)

高濱議長

はい、よろしく申し上げます。鈴木委員。

5番 鈴木稔委員

はい、大津の鈴木です。よろしく申し上げます。これ、去年あたりから見ると大津の方は少し減っているんですが、やっぱりこれは他県に融通した数値が少なくなっているんですかね。よろしく申し上げます。

益子係長

回答に当たり、もう一度資料を共有させていただきます(資料 6 - 4 を表示)。こちらが各地区の当初の割当てでございますが、今、鈴木委員からご指摘がありました大津につきましても、この表でいいますと黄色のところの大津、今年の当初は4.238トンでございますが、昨年の当初は3.311トンでございました。このあと、年度の途中で今年使いきれなくて繰り越したり、先ほど他県にあげた分は戻ってきますので、そういったものが再配分されて、追加配分というのがあります。昨年ですとそれが繰り越し配分後ということで、大津さんは当初は3.311トンだったのが年度の途中に4.963トンまで増えております。ですので、今年も昨年の当初よりは多く配分されてますし、更にここから追加で配分がありますので、単純に、昨年よりも多い漁獲量が割り当てられるんじゃないかなというふうに思われます。

5番 鈴木稔委員

はい、分かりました。北部の方はですね、まだ、いわき地区にも入れないので、なかなか県境を越えて北部に行って捕るというのができないので、これは北から来るものですから、数量的に本格的操業になって、去年はしらすなんかがありましたけど、だんだんしらすの量が水温によっては少なくなると、やっぱり9月、10月、11月となってくるとメジマグロを捕る船が、隻数が多くなっていくし、そういう中でできるだけトン数を減らさないような方策でお願いします。

益子係長

はい、分かりました。

高濱議長 はい、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(委員) (特になし)

高濱議長 よろしいですかね。
特になければ、諮問の内容のとおりで差し支えない旨答申することに、御異議ございませんでしょうか。

(委員) (親指が上向きのマークを表示、両手で のサイン)

高濱議長 はい、ありがとうございます。それでは、差し支えない旨答申することに決定いたします。

高濱議長 続きまして、第7号議案「茨城県海面漁業調整規則の改正について」の諮問、第8号議案「ひき縄釣による水産動物の採捕について」でございますけれど、どちらもひき縄釣に関するものでございます。冒頭申し上げましたトローリングに関するものでございますので、併せて説明をお願いしたいと存じます。事務局、それから漁政課、よろしくをお願いします。

細金副主査 (資料7 - 1 諮問文を朗読)

松井主任 (資料7 - 1、7 - 2により説明)
(資料8 - 1、8 - 2により説明)

高濱議長 どうもありがとうございました。なかなか難しい話、内容になりますが、今回決めないと次に一步に進めないということでございますので、重要な件でございますけど御審議いただきたいと思えます。
皆様方から御意見・御質問等ございましたらお願いしたいと存じます。

19番 吉田委員 (挙手のマークを表示)

高濱議長 はい、吉田委員。お願いいたします。

19番 吉田委員 イベントを行うといった、申請があった場合に、たとえばかなりの隻数で申請が上がった場合には、その承認の基準として漁業調整上重大な支障を及ぼす恐れがあるということでその段階で(承認は)難しいとか良いとか、そこはどの辺で判断するのかというところが一つ、それともう一つは、前回もお聞きしましたけど、基本的に何か違反した場合にはその段階で承認を取り消すということは、その段階で(イベントは)ストップということなのか、もう一つは次回から、例えば次回(申請が)上がってきたときは承認できないという形をとるのか、その辺の判断基準というのはどう形なのでしょうか。

高濱議長 漁政課の方になりますかね。

松井主任 はい、漁政課から回答いたします。まず、どれくらいの数の申請が上がってきたとき資源管理上支障があるか判断するのかといったところにつきましては、今後そういった基準も必要と考えておりますので、定めていきたいと思っております。また、違反者につきましては、違反した者についてはその段階で承認取り消し、また、翌年の大会についても参加できないというペナルティを考えております。以上です。

高濱議長 細かいことを突っ込んで申し訳ないんですが、今の委員の質問の中には、例えば、今回の資料の中でそれを反映させるようなところはあるんですか、これからのことになりますか。

鴨下補佐 漁政課の鴨下です。1つ目の質問、隻数のことですが、まず、過去の実績を今のところ想定しておりますが、それを超えるようなことがあった場合は漁業調整上問題があるのかなと思っておりますので、去年までの隻数を前提にしておりますが、増える段階では事務局の方と調整して現状で収まるような形で、申請前に調整したいと考えております。

高濱議長 吉田委員、よろしいでしょうか。

19番 吉田委員 取り消しの話なんですけども、違反した人がいましたといった場合には、その人を取り消すことになるのか、大会そのものを、(違反の)重大性もあるかもしれないけど、取り消すことになるのか、それからその翌年、(制限、条件は)複数のものがありますよね、資料の8-1を見ますと。複数の者が違反したときはイベントにおける承認のすべてを取り消すと、複数の者ということは一人の時は良いですよということなのか、即取り消しということも有り得るのか、その辺のところなんですけれど。

松井主任 まず、承認につきましては船ごとに個別に承認証が出るということをイメージしております。ですので、まず一人の者が違反した場合についてはその者についてはその承認の取り消しということになります。また、大会の主催者が何か瑕疵があって違反が起きた場合につきましては、それを鑑みましてイベント全体の承認の取り消しとか、そういったこともあるかと考えております。また、複数の者が違反した場合におきましても、イベントの主催者が参加者の管理ができなかったという瑕疵になりますのでイベント全体の承認の取り消しといったこともあるかと考えております。

高濱議長 ほかにございますでしょうか。

6番 根本経子委員 (挙手)

高濱議長 根本委員、お願いします。

- 6番 根本経子委員 はい、よろしくお願いいたします。
- この違反というものは、どういうふうに決定されるのでしょうか。例えば、漁業者が沖に出ているのを発見した、見れば分かるような標識を各船が掲げているわけですね、それを見てその船が何か（違反）しましたということ、漁業者が訴えてもそれは（違反に）なるんですか。誰が違反したかどうかわかるのでしょうか。決めるというか取り締まるというか、その辺のところをお願いします。
- 鴨下補佐 違反の認知ですけど、具体的に今想定しているのが一つは漁船への3マイルの接近でございます。こちらの方はAIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）で監視するのもありまして主催者側でも見ているんですけど、漁船からの通報、それとAISでの監視状況を照合することで違反を確認できると考えています。もう一つ、区域違反でございます。先ほど説明いたしましたが、解除するA海域から飛び出すことについてもAISで監視しますので、こちら事務局の方で違反かどうか判断できるという対応にしていきたいと思います。以上でございます。
- 6番 根本経子委員 素人の話で申し訳ないんですけど、AISというのは（航行）軌跡が残るんですか。結局参加した船のAISのデータが何時に出ているってどこを通過して終わって戻ってきました、そういうものを全部管理するのでしょうか。それとも、その時点時点での場所の特定しか分からないのでしょうか。
- 松井主任 AISは航行記録として残ります。基本的には何も違反が無くても航行記録も提出させることを義務づけいたしますので、まずは大会終了後の航行記録の確認、また違反の通報があった場合はその船についてAISを詳しく調べる、そういった方法を考えております。
- 6番 根本経子委員 ありがとうございます。それでいつものことで申し訳ないんですが、結局、参加した船はある程度、イベントに参加するという心構えを持ってやっているからちゃんとすると思うんですが、それに伴ってほかの遊漁船とか釣りをしている人たちが同じような行動をしてしまうというところの問題をどう解決するかをお願いします。
- 松井主任 A海域につきましても、トローリングをするためには委員会の承認が必要である、こちらにつきましても県としましても周知を十分に行っていきたいと考えております。
- 6番 根本経子委員 その辺をよろしくお願いいたします。後は標識をちゃんとしていない船、もししていない場合は、前も車でいうとナンバープレートというか、登録番号が見えないということも聞いたことがあるんですね、漁船から。近くにいてもその登録番号が見えなかったと、違反した人の。そういうところもちゃんと番号が見えるようにするとか標識が見える様にするのも規則ですね。その辺もよろしくお願いいたします。以上です。

松井主任 標識旗ですね、大会に参加している者につきましては、委員会の承認を受けた旗をしっかりと掲げるということを条件といたしますので、標識旗が掲げてなければそれは違反と判断できます。

鴨下補佐 追加ですけども、参加艇以外の船の違反につきましては、大会開催日すべてというわけではないかもしれませんが、取締船を出しまして海上での監視を行う予定であります。以上です。

高濱議長 はい、ありがとうございます。根本委員、よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

5番 鈴木稔委員 (挙手のマークを表示)

高濱議長 では鈴木委員、お願いします。

5番 鈴木稔委員 今、イベントだけの場合でお話ししていると思うんですが、ひき縄釣りの許可を全船に出すということが、イベントのためだけに、私の場合には特別採捕の許可でも良いんじゃないかと思います。そういうのはやはりひき縄釣りの許可を出すと、一般の遊漁船とかそういう人らが我々にもよこせと将来的になると思うんですね。そうすると、こちら(北部)の方はひらめのひき縄釣りとか、いろんなひき縄釣りをしているんですが、そういう場合に限って俺らは許可があるんだぞ、ひき縄釣りっていうちゃんとした名目の許可があるんだぞっていうことで、わりといろんな漁業者から苦情が来るということもありますので、イベントに関してであれば特別採捕の許可でも差し支えないんじゃないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

松井主任 漁政課から回答します。今回、水産庁と協議をしている中で、このような地域振興に資するような大会の場合につきましては、特別採捕許可というものはそもそも試験研究のために発出されるものですので、地域振興のための大会に特別採捕許可を出すのは適当ではないという指摘がございましたので、今回、特別採捕許可ではなくこういった制度の改正を行っているところです。

5番 鈴木稔委員 そうすると、イベントの期間だけの許可ということになるんですね。

松井主任 はい、そのとおりです。7月から9月の土日、祝日のそのイベントに参加するときだけひき縄釣りができる、そういった承認となります。

5番 鈴木稔委員 先ほど根本委員からありましたように、やっぱり、各港にも結構遊漁船が溜まっているので、イベントとなるとそのほかの船がこういう許可が出ているんだよとなると、ひき縄釣りの許可を出してくれだとか漁業行為としてはいけないういって中であんなに利用している、聞かないですけど、いろいろな障害が将来的に出てくるんじゃないかなと危惧しております。

松井主任 この大会で認めるものはカジキ類だけといたしますし、そういったことが無いように十分に周知活動を行っていきたくと考えております。

高濱議長 今、鈴木委員が言いたかったのは、今回窓を開くのはイベントと限定されているけど、それはそれで理解するけど、その先に異論があるんじゃないかと懸念を持たれている訳ですね。それに対するわかりやすいお答えいただければありがたいんですが。

5番 鈴木稔委員 はい、そのとおりです。将来に向けてですね、各港に若い人もいますから、やっぱり若い人のためにも、こういうイベントも大事だと思ってます。ですから、そういう懸念があるところをうまく解決して、やってもらえば良いと思ってます。

鴨下補佐 漁政課鴨下です。一般にひき縄釣りをやりたいために漁業協同組合に入れてくれというような要望が来るというのは私としても時々現場から伺っている話でありまして、それは漁業協同組合の本来の趣旨とはずれたものでございますから、きちんとやりたい人だけを組合に加入させるべきだというふうに考えております。そういった誤解が無いように、今回は限定的な解除であるということ、本当に漁業をやりたいのであればそういった趣旨で漁業協同組合の門をたたくべきであるということをご指導してまいりたいと考えております。以上です。

5番 鈴木稔委員 はい、よろしく申し上げます。

高濱議長 はい、ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

(委員) (特になし)

高濱議長 では、私から1点だけ質問させてください。確認です。
資料 8 - 1の裏側、2ページ目のところの「カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。」という条件を付け加えるようになっていますが、採捕というのは一般的には、堅い言葉で言うと水産動植物を自らの支配下に置く行為で、支配下に置く行為にはかごに入れるのはもちろん、針にかける行為もだめだよとなっているから、例えばですよ、マクロも釣れちゃったというのもだめだということにするんですか。これの扱いはどういうふうに考えているのでしょうか。

松井主任 マグロにつきまして例を出されましたが、広域委員会指示におきましても小型魚の遊漁者による採捕は禁止されているところですので、こちらの書きぶりとしましてもすぐにリリースする、掛かった場合にはすぐにリリースすることというように広域委員会指示の中でも書かれていますので、今回につきまして同様にカジキ類以外のものが針掛かりした場合には即座に外す、そういったことをルールとしたいと考えております。

高濱議長 はい、分かりました。
ほかに皆様方、何かございますでしょうか。

3番 磯前委員 (挙手のマークを表示)

高濱議長 はい、磯前委員。お願いします。

3番 磯前委員 よろしいでしょうか。
今回のこの件に限らず、今後プレジャーの枠というか比率といいますが、どんどん高まっていくのかなという気が、いろんなところから私は感じているんですが、その際にといいますかやはり我々漁業者は例えば違反を犯すと飯の種に困ってしまうんですが、プレジャーだとそこまで収入にかかわるとかそういう話では無いので、なかなかプレジャーも遊漁者からするとやはり我々漁業者と比べると気が緩みやすいのかなという気がするので、資源を利用するとか漁場を利用するという意味ではやはり我々漁業者と一緒に、そのあたり、今後この大会に限らずプレジャーへの取締り及び指導は厳しく行って頂きたいなと思います。以上です。

鴨下補佐 はい、この件につきましては昨年の夏からいろいろ御意見を伺っておりまして、いずれの機関の代表の皆様方も同じように、向こうに知識を与えてきちんと違反が無いように指導するよう言われておりまして、本件については肝に銘じて我々も対応していきたいと思っております。以上です。

高濱議長 はい、ありがとうございます。ほかに皆様方からございますでしょうか。

(委員) (特になし)

高濱議長 それでは特にないようでございますので、皆様方からいくつも御意見いただきました。場合によってはすべてすくいきれたわけでは無いんですけど、事務局の方で微調整等することもあるかもしれませんが、おおむね原案のとおりとして扱うことに御意義ございませんでしょうか。

(委員) (親指が上向きのマークを表示、両手で のサイン)

高濱議長 はい、初めてのことで窓は開けるんですけど厳しく漁政課の方でチェックしていただけるということでございますので、よろしくお願いします。
それでは第7号議案については諮問の内容のとおりで差し支えない旨答申し、第8号議案についてはおおむね原案のとおり取り扱うことに決定します。

高濱議長 続いて第9号議案『「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」の策定について』の諮問でございます。事務局及び水産振興課から説明願います。

細金副主査	(資料9 - 1 諮問文を朗読)
多賀主任	(資料9 - 1、9 - 2により説明)
高濱議長	どうもありがとうございました。ただ今の説明に關しまして、御意見・御質問等ございましたらよろしくお願ひ申し上げます。
6番 根本経子委員	(挙手)
高濱議長	根本委員、どうぞ。
6番 根本経子委員	今年はこのホシガレイとかムラサキウニ(の栽培)を始めるといふことで、良いことだと思ひますが、これ以外にもこれから先、また来年その先に向かつて海の変化するに伴つてこゝういふものをやつてみようかなといふところ、また新しい魚種、そんなにはできないと思ひますが、新しい魚種を選定して、また研究して頂きたいと思ひます。がんばつてください。以上です。
多賀主任	はい、ありがとうございます。今回の新しい魚種の生産にあたりましては、県内の漁協さんを回らせて頂きまして、ニーズの高かつたものを選ばせて頂きました。その一方で海の変化するといふものは今後も変わつてくると思ひますので、今回の計画期間についてはとりあへず5年で進めていゝところですが、予算や施設の範囲の中で現場の要望にあつた魚種の生産の見直しといふものを進めていゝたいと思ひております。今後もどうぞよろしくお願ひいたします。
高濱議長	はい、ほかにございますでしょうか。
13番 日向野委員	(挙手のマークを表示)
高濱議長	はい日向野委員、どうぞ。
13番 日向野委員	今回、ムラサキウニを選定されたといふことで、温暖化、水温上昇のことも勘案してといふことなんですけど、現地の海域の方にムラサキウニの生息といふのは認められているのでしょうか。それが広がつてきていゝとか、そゝういゝつたよゝうな情報はございますか。
多賀主任	はい、ありがとうございます。ムラサキウニにつきましては分布量は多くないんですけど本県沖にも生息しているのは確認してあります。今回生産にあたりましては、元々ウニが分布してゐた大洗から磯崎の海域について、現在はもうほとんどウニが見られないといふ状況もございゝますので、そゝういゝつたところゝにムラサキウニを放流して試験をしてみようかなといふことを考へてあります。

13番 日向野委員	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ムラサキウニとかウニ類、あわびもそうですけれど、藻場との関係というのが非常に重要ですので、放流だけを行っても資源は増えないということになりますので、そんなことは十分ご承知のことだと思いますので私が申し上げるべくも無いんですけど、そういったところとマッチングの良いやり方というのを検討して行って、資源として定着させる。あと括弧書きで養殖用種苗ということもお考えのように見えましたので、そういったところで最適な選択肢を考えていかれるということが非常に重要だと思いますので、是非よろしくお願いいたします。</p>
多賀主任	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>先ほど申し上げた大洗から磯崎に関しては、藻場はあるんですがウニがないというような状況もございますので、今御指摘いただいた点も十分に考慮しながら進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。</p>
13番 日向野委員	<p>ありがとうございます。</p>
高濱議長	<p>ほかに御意見・御質問等ございますでしょうか。</p>
(委員)	<p>(特になし)</p>
高濱議長	<p>よろしいですかね。</p> <p>特になしということでございますので、諮問の内容のとおりで差し支えない旨答申することに、御異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(親指が上向きのマークを表示、両手で のサイン)</p>
高濱議長	<p>それでは、差し支えない旨答申することに決定します。</p>
高濱議長	<p>続きまして、第10号議案になります。「知事許可漁業における有効期間中の許可の取扱いについて」、漁政課の方から説明をお願いします。</p>
益子係長	<p>(資料 10 - 1、10 - 2により説明)</p>
高濱議長	<p>はい、ありがとうございました。資料もいっぱいあって読み切るのが大変なんですけど、要は漁政課の方から説明ありましたけど、有効期間中の許可の運用を上手くやっていこうという内容と理解してございます。</p> <p>この件に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。</p>
(委員)	<p>(特になし)</p>
高濱議長	<p>よろしいですかね。特に無いということでございますので、原案のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。</p>

(委員)	(親指が上向きのマークを表示、両手で のサイン)
高濱議長	はい、ありがとうございます。「異議なし」とのことでございますので、原案のとおり取り扱うことといたします。
高濱議長	続きまして、次第6の報告事項になります。「令和4年冬春期の沿岸漁海況予報について」、水産試験場から報告をお願いします。
高橋技師 大森技師	(資料11により報告)
高濱議長	どうもありがとうございました。水産試験場からの漁海況予報についてですけども、ただ今の報告に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
(委員)	(特になし)
高濱議長	どなたかいらっしゃいますでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですかね。 それでは、「その他」の方に移りたいと思います。事務局から何かございますか。
茅根事務局長	はい、事務局の方から1点、皆様に御報告を差し上げたいことがございます。それでは御説明させていただきます。内容としましては昭和37年、第7期の海区委員会で制定しておりました「専門委員規定」というものが廃止されずに残っておりました。それにつきまして確認しましたところ、第7期以外に専門委員を置いたことがございませんでしたので、事務局の方でこちらの規定につきまして廃止する手続きをとらせていただきましたということを御報告させていただきます。以上でございます。
高濱議長	はい、ありがとうございます。 この件に関しましてよろしいですかね。
(委員)	(特になし)
高濱議長	はい、それでは本日の議事は「その他」を含めてすべて終了いたしました。議事以外でも結構でございます、委員の皆様方から何か御意見ございましたらよろしくをお願いします。
(委員)	(特になし)

高濱議長

委員の皆様からの御意見も特にないようでございますので、事務局から次回の開催日程をお願いいたします。

茅根事務局長

次回の開催につきましては、4月を予定しております。日程につきましては、今後のコロナウイルスの感染状況等を踏まえた上で、改めましてご連絡をさしあげたいと思います。

議題につきましては「いか釣り漁業について」の委員会指示などを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

高濱議長

それでは、以上をもって、第507回委員会を終了いたします。どうも御苦労様でございました。

閉会 午後4時

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和4年2月18日